

芦屋町観光基本構想推進委員会設置条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町観光基本構想推進委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査、審議を行い、町長へ答申する。

- (1) 芦屋町観光基本構想の策定に関すること。
- (2) 芦屋町観光基本構想の評価及び検証に関すること。
- (3) その他芦屋町観光基本構想に関する必要な事項の調査及び審議に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 専門的知識を有する者
- (2) 町内で事業を営む者
- (3) 町民
- (4) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、芦屋町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第13号）の規定に定めるところにより支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、産業観光課において行う。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。